

務第208号  
平成13年5月9日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察職員の名札の着用について

警察職員の名札の着用については、従来から市民応接向上施策の一環として所属の実情に応じた施策を推進しているところであるが、このたび、「警察改革要綱」に盛り込まれた「窓口職員の名札の着用」の趣旨を踏まえ、別添のとおり「岐阜県警察職員名札着用要領」を制定し、平成13年6月1日から名札を着用することとしたので、効果的に推進されるよう努められたい。

## 別添

### 岐阜県警察職員名札着用要領

#### 第1 目的

この要領は、岐阜県警察職員及び岐阜県警察会計年度任用職員（交番相談員を除く。以下「職員」という。）の名札の着用に関し必要な事項を定め、岐阜県警察における業務の透明性を確保し、職員の職責の明確化を図ることを目的とする。

#### 第2 名札着用業務

1 職員は、警察本部又は警察署内において県民と応対して警察本部長が定める業務（以下「名札着用業務」という。）に従事するときは、名札を着用するものとする。ただし、岐阜県警察本部庁舎の管理及び運用に関する訓令（平成18年岐阜県警察訓令第6号）第8条第1項に規定する通行証を胸部の見やすい位置に着装して業務に従事する場合、捜査活動に従事する等の理由により業務に支障がでるものと所属長が認められた場合及び宿日直勤務に従事する場合は、この限りでない。

#### 2 名札着用業務の指定

名札着用業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 警察本部所属の庶務担当及び警察署の警務課（係）等の窓口担当業務
- (2) 情報の公開に関する業務
- (3) 遺失物・拾得物の受理及びその還付並びに証紙の売払いに関する業務
- (4) 留置施設受付における接見申出の受理及び差入等物品の授受に関する業務
- (5) 各種相談に関する業務
  - ・警察安全相談 ・被害者支援関係相談 ・情報セキュリティ相談
  - ・少年相談 ・交通事故相談 ・警察本部における暴力相談 等
- (6) 防犯、交通事故防止対策に関する業務
  - ・防犯講話 ・交通安全講話 等
- (7) 県民との意見交換に関する業務
  - ・岐阜県警察を語る会 ・警察署協議会 ・交番駐在所連絡協議会
  - ・その他部外者の意見を聞く会議 等
- (8) 各種許認可事務の申請等行政事務に係る業務
  - ・警備業、古物営業、質屋営業及び風俗営業の許可、届出、申請等に関する業務
  - ・危険物の運搬の届出に関する業務
  - ・銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲受、輸入及び消費の許可に関する業務
  - ・海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る業務
  - ・道路交通法に規定する通告に関する業務
  - ・交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する業務
  - ・通行許可、設備外積載及び道路使用許可に関する業務
  - ・駐車許可及び自動車保管場所証明に係る業務
  - ・運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する業務
- (9) その他名札を着用すべきであると所属長が認める業務

#### 第3 名札の着用部位

- (1) 私服着用時は、左胸部の見やすい位置

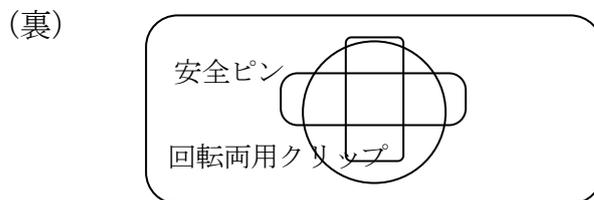
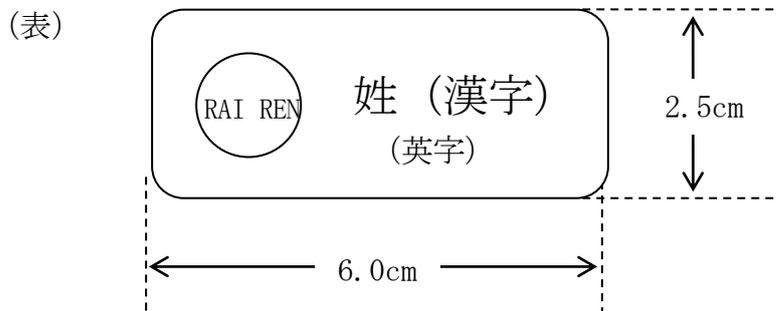
(2) 制服着用時は、右胸部の前蓋の上部位置

#### 第4 名札着用に関する留意事項

- 1 責任者として県民と応対する機会の多い幹部職員にあっては、率先して名札を着用すること。
- 2 名札着用業務に対する苦情申出人に対応する場合は、名札を着用すること。
- 3 名札着用業務のほか県民と応対する業務に従事する場合には、電話応対時を含めて積極的に氏名を告知するとともに、努めて名刺等を交付するなどして担当者の明確化を図ること。
- 4 警察本部（警察署）外であっても、名札を着用することで業務上の効果が挙がるものと認められる場合は、着用を努めること。

#### 第5 名札の形状等

名札の形状等は次のとおりとする。



材質 表地 アクリル樹脂  
裏地 塩化ビニール  
寸法 上記のとおり  
地色 白

#### 第6 名札の保管管理

名札は個人保管とする。

#### 第7 名札作成の申請

職員は、新たに任用又は採用された場合、婚姻等により改姓した場合及び名札を毀損又は忘失した場合は、所属長を通じて名札交付申請書（別記様式）により、総務室装備施設課長宛てに申請すること。

附 則（平成18年3月9日付け務第257号）

この要領は、平成18年3月9日から適用する。

附 則（平成19年8月2日付け務第807号）

この要領は、平成19年8月2日から適用する。

附 則（平成23年3月28日付け務第246号）

（適用期日）

1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要領の適用の際、改正前の要領の規定によるピンク色地の名札を着用する職員については、改正後の要領の規定にかかわらず、そのまま着用することを妨げない。

附 則（令和2年3月30日付け務第291号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日付け務第290号ほか）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の要領の規定により作成されている名札（以下「旧名札」という。）がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、旧名札をそのまま使用することを妨げない。

別記様式

第 号  
年 月 日

総務室装備施設課長 殿

所属長名

## 名 札 交 付 申 請 書

申請者氏名 (ローマ字表記)	
階級 (職名)	
職員番号	
申請理由	